

1. 今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）

（平成18年7月11日 中央教育審議会）

- 「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図る」という観点から、教員免許更新制の導入を提言。（「教員免許状の有効期間は10年間が適当」と提言）

※教育基本法の改正（平成18年12月22日）

2. 社会総がかりで教育再生を ～公教育再生への第一歩～ 第一次報告

（平成19年1月24日 教育再生会議）

- 教員免許更新制の導入を提言。「メリハリのある講習とし、教員の実績や外部評価も勘案しつつ、講習の修了認定を厳格に行う」とする。
- 平成19年通常国会への法案提出を提言。

3. 教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について（答申）

（平成19年3月10日 中央教育審議会）

- 「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図る」として、教員免許更新制の導入を提言。（「教員免許状の有効期間は10年間と定めること」と提言）

⇒ 教育職員免許法の改正（平成19年6月27日成立）により、
教員免許更新制が平成21年4月1日から導入

教員免許更新制について

I. 制度の目的

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とし、平成21年4月から施行。

II. 制度の概要

- 2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。
- 平成21年3月31日までに授与された免許状（旧免許状）：有効期間なし
 - ・ 現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、受講しない場合には免許状は失効する。
 - ・ 現職教員ではない者が所定の期限を過ぎた場合には、免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。
- 平成21年4月1日以降に授与された免許状（新免許状）：有効期間10年更新手続を行わないまま有効期間を経過すると失効する。

III. 免許状更新講習

(1) 開設者

- ・ 大学
- ・ 都道府県等の教育委員会 など

(2) 内容

① 必修領域（6時間）

受講者は、国の教育政策など、省令に定められた全ての事項を受講

② 選択必修領域（6時間） ※平成28年4月1日から導入

受講者は、英語教育や教育の情報化など、省令に定められた事項から自己の興味関心等に応じて選択して受講

③ 選択領域（18時間）

受講者は、大学等が自由に開設する講習の中から任意に選択して受講

例年約9万人が免許状を
更新している

教員免許更新制の概要

【教員免許更新制の意義】

- 教職に就いた後にも教員が定期的に最新の知識・技能を学ぶ機会を確保
- このことを通じて、専門職としての教員に対する信頼を確保

【免許状更新講習の概要】

			認定大学数等	講習数	受入予定人数	受講者満
必修領域	6時間以上	イ 国の教育政策や世界の教育の動向 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察	385	1,177	200,143人	95.0%
選択必修	6時間以上		414	2,415	377,349人	95.7%
選択領域		幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題	554	9,153	291,770人	96.0%

「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」報告（平成26年3月）を受け、平成28年度より「**選択必修領域**」を新設。「**必修領域**」は12時間以上⇒6時間以上に変更。これにより、**現代的な教育課題への対応、現職経験に応じた履修内容の調整が可能**となった。

必修領域

教育の最新事情～脳科学や心理学の最新知見を、学校現場でどう活かすか～（三重大学）

国の教育政策の動向・教員としての子ども観、教育観・子どもの発達に関する脳科学、心理学における最新の知見・子どもの生活の変化を踏まえた課題について、教員に求められる最新の知識・技能の修得と今日的な教育課題についての理解を深める。

教育の最新事情と今後の展望（龍谷大学）

近年の社会情勢や教育課題を踏まえ、教育改革の動向や教育研究の成果について具体的な資料を基に解説する。講義だけでなく事例研究やワークショップも織り交ぜ、学校現場で活用できる生きた知識を提供する。

選択必修領域

小学生の英語教育（島根県立大学）

小学校英語教育の基本的な理論や指導法を理解する。小学校英語教育のための具体的な教材や指導法を学ぶことで、指導する能力を身につける。また、学んだ教材や指導法を履修者同士で使って練習し、実践力を身につける。

18歳成人時代に必要な法教育（上越教育大学）

法教育の側面から、主権者教育の中でも政治・選挙教育、消費者教育、労働法教育を行う。法的な概念に関わる内容があることから、講習は弁護士とともに行う。最後には、受講生が授業実践を立案できるようになることを目標とする。

子どもの貧困とスクールソーシャルワーク（宇都宮大学）

子どもの貧困の現状を理解し、その支援に向けた具体的な方策を検討するとともに、近年、子どもの貧困への対応のため、学校とともに地域や家庭と協働してその解決にあたることが期待されているスクールソーシャルワーカーについての基本的な理解を目的とする。

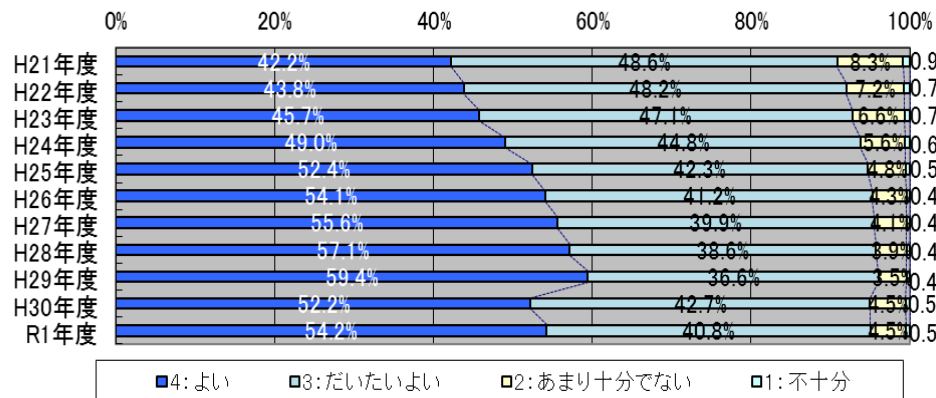
教育の情報化に対応する実践力育成（京都ノートルダム女子大学）

ICTの活用について、ICT活用に関わる授業における各教科等の授業実践のポイントや小学校で導入される予定の「プログラミング教育」の概要も解説し簡単な演習を行う。さらに、情報機器を通して起こるネットいじめなどの問題点と、情報モラルの育成に関しても実践例を交え講義する。

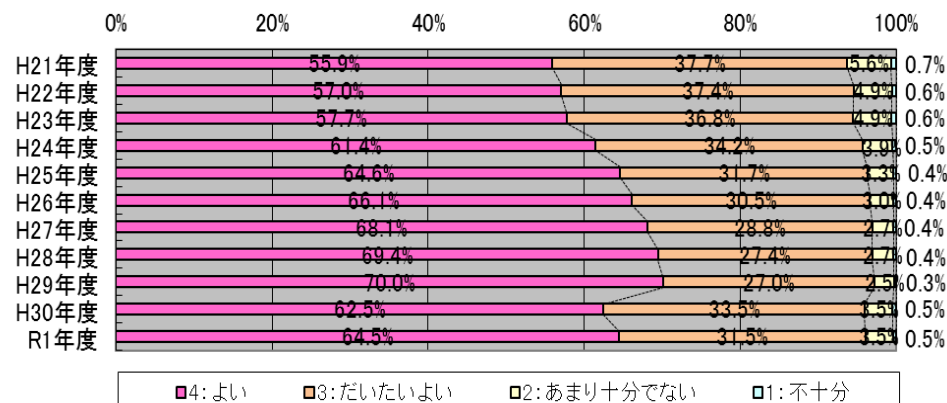
令和元年度免許状更新講習 事後評価結果について

- 免許状更新講習の実施にあたっては、講習終了後に受講者による事後評価を行うこととし、その集計結果を2月以内に文部科学省に報告することを義務づけている。
- 評価方法については、以下の3項目についてそれぞれ4段階評価で行っている。
 - I. 講習の内容・方法についての総合的な評価
 - II. 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価
 - III. 講習の運営面（受講者数、会場、連絡等）についての評価
- 各大学等から報告を得ている集計結果について、講習毎の4段階評価の回答割合を算出し、全体の平均値を算定した結果、以下のような状況となっている。

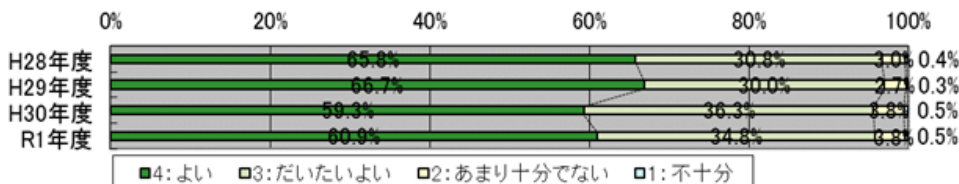
【必修領域】3項目の合計値



【選択領域】3項目の合計値



【選択必修領域】3項目の合計値



教員免許更新制の改善に向けた取組①

○インターネット利用等による通信教育型の免許状更新講習の充実

インターネット等を利用した通信教育型の講習の充実により、自宅での通年の受講が可能となっている。

項目	H21実績①	H28実績②	H29実績③	H30実績④	R元実績⑤	増減比(⑤/①)
講習数	220講習	322講習	435講習	524講習	621講習	2.8倍
受講人数	15,235人	98,597人	118,831人	213,484人	181,319人	11.9倍

・通信教育型の免許状更新講習の講習数と受講人数(3領域(※)の合計)※3領域…必修領域、選択必修領域、選択領域(選択必修領域は平成28年度から)

○免許状更新講習と免許法認定講習の両方の認定を受けた講座を開設する大学数

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	4大学	7大学等	10大学等	12大学等	14大学等	16大学等	16大学等
大等名	宮城教育大学、四天王寺大学、頌栄短期大学、鹿児島純心女子大学	宮城教育大学、筑波大学、山梨学院短期大学、四天王寺大学、頌栄短期大学、鹿児島純心女子大学、国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、新潟大学、山梨学院大学、岐阜女子大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、愛媛大学、鹿児島純心女子大学、国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、福島大学、茨城大学、宇都宮大学、新潟大学、山梨学院短期大学、岐阜女子大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、香川大学、愛媛大学	宮城教育大学、茨城大学、宇都宮大学、新潟大学、山梨学院短期大学、岐阜女子大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、鹿児島純心女子大学、国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、福島大学、茨城大学、宇都宮大学、新潟大学、山梨学院短期大学、岐阜女子大学、大阪教育大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、鹿児島純心女子大学、国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、茨城大学、千葉大学、新潟大学、山梨学院短期大学、岐阜女子大学、関西国際大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、川崎医療福祉大学、香川大学、愛媛大学、鹿児島純心女子大学、島根県教育委員会国立特別支援教育総合研究所

○大学における免許状更新講習受付方法の状況

(東京都内で免許状更新講習(必修領域)を開設している大学を対象として調査)

○募集受付の方法

受付方法	大学数
ウェブ受付	24
メール受付	13
郵送受付	13
計	42

○申込受付を行っている授業時間外の時間帯とその大学数

受付開始時間	受付方法	大学数
0時 (日付変更と同時)	ウェブ受付	3大学
	メール受付	3大学
6時	ウェブ受付	1大学
17時	ウェブ受付	2大学
23時	ウェブ受付	1大学

※(参考)令和2年度免許状更新講習の認定申請等について

(令和元年10月25日 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知)(免許状更新講習開設者宛)(抜粋)

7. 免許状更新講習の円滑な受講申込み等に資する取組の促進について

昨今、教員の多忙化や働き方改革等が大きな課題となっていることも踏まえて、各開設者におかれては、以下の取組の例を参考に、受講者の円滑な受講申し込みや受講しやすい環境づくり等に一層資する免許状更新講習の運営に努めていただきますよう、お願いします。

※<免許状更新講習の円滑な受講申込み等に資する取組の例>

- ・現職の教員が申込時に不利にならないように、申込開始時間を平日の夜や土日等の学校の勤務時間外に設定する
- ・申し込み手続きの利便性を向上のため、複数の開設者で連携し、更新講習の開催時期や講習内容の確認、受講申込等を1つのウェブサイトで行うことのできるポータルサイト等を開設する 等

教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成28年法律第87号)により、10年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改めた。

1. 目的 : 学校運営の円滑な実施において中核的役割を果たすための資質の向上を図る

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行について(平成29年3月31日初等中等教育局長通知)(抜粋)
第二 留意事項

教員免許更新制の実質化、負担軽減に向けた検討について

○中堅教諭等資質向上研修と免許状更新講習の相互認定の状況

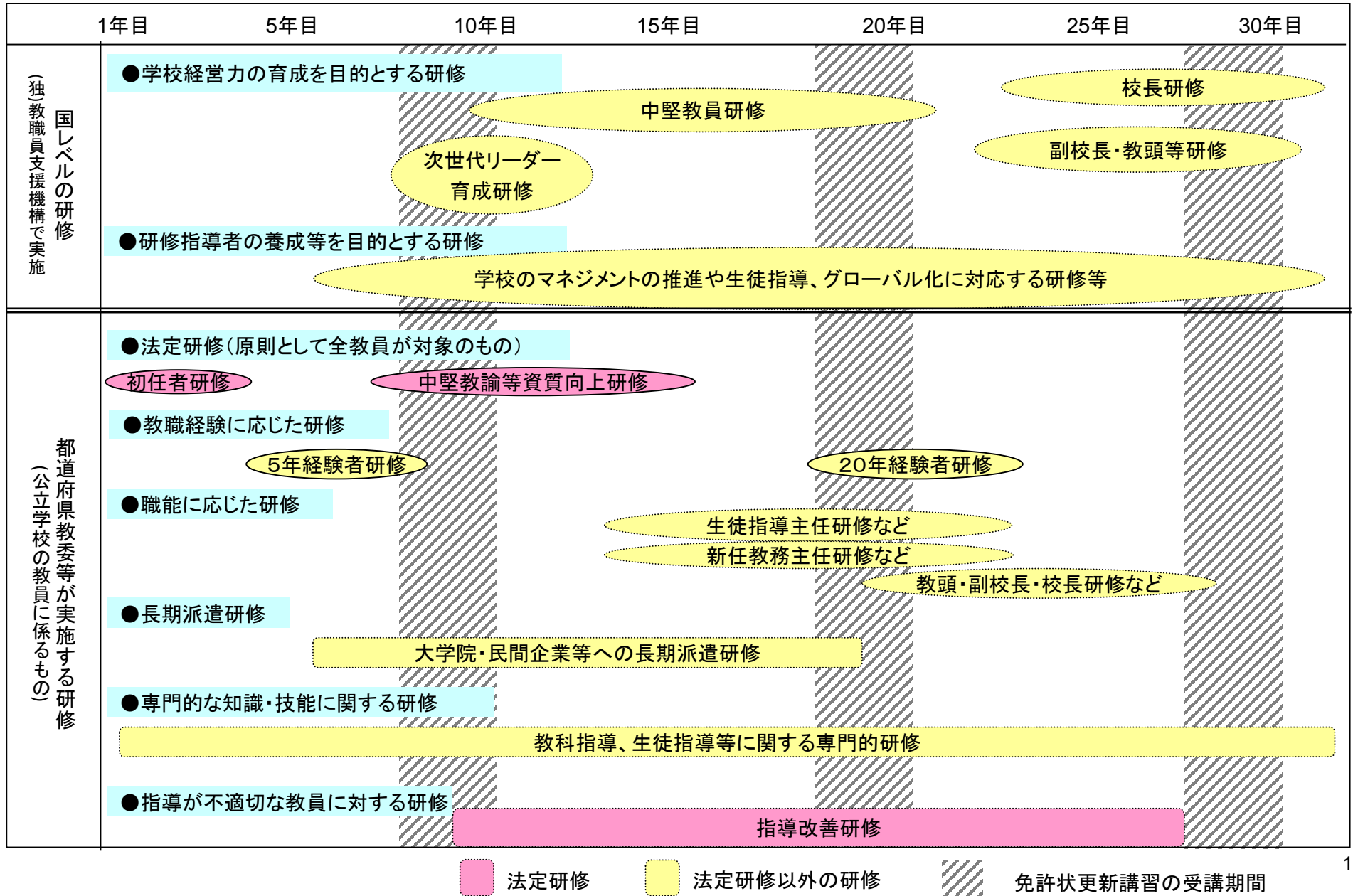
(1) 中堅教諭等資質向上研修について、免許状更新講習として認定

	受けている	受けていない	受けている都道府県市名
都道府県 (47)	7教委 (14.9%)	40教委 (85.1%)	北海道、福井県、長野県、大阪府、島根県、大分県、鹿児島県
指定都市 (20)	1 (5.0%)	19 (95.0%)	福岡市
中核市 (53)	6 (11.3%)	47 (88.7%)	柏市、長野市、豊橋市、岡崎市、大分市、鹿児島市
複数の自治体による 広域連携地区 (1)	0	1	
総計 (121)	14 (11.6%)	107 (88.4%)	

(2) 免許状更新講習の受講により中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととする取組

	行っている	行っていない	行っている都道府県市名
都道府県 (47)	14教委 (29.8%)	33教委 (70.2%)	宮城県、富山県、石川県、福井県、山梨県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、沖縄県
指定都市 (20)	7 (35.0%)	13 (65.0%)	仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、堺市、岡山市、福岡市
中核市 (53)	22 (41.5%)	31 (58.5%)	宇都宮市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、長野市、豊橋市、岡崎市、大津市、高槻市、東大阪市、枚方市、八尾市、奈良市、和歌山市、倉敷市、松山市、高知市、長崎市、佐世保市、大分市、那覇市
複数の自治体による 広域連携地区 (1)	0	1	
総計 (121)	43 (35.5%)	78 (64.5%)	

教員研修の実施体系



教員免許更新制に係る手続き等の留意事項

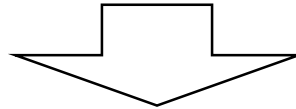
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続き等の留意事項について（概要）

【令和2年6月5日通知】

（令和2年6月10日事務連絡による一部訂正を反映）

例年免許状更新講習が数多く開講されている長期休業期間中を含め、感染拡大防止に配慮しつつ学校教育活動を進めていくこと等による教員の業務量の増大等の継続が想定される。

各都道府県教育委員会は「やむを得ない事由として認める事由がある」ことにより、教員免許状の有効期間満了日までに更新講習の課程を修了することが困難である場合、「やむを得ない事由」がなくなった日から最大2年2月、教員免許状の有効期間の延長を行うことが現在でも法令上可能。



各都道府県教育委員会が、更新講習を受講予定の現職教員について、地域の感染状況や教員個別の希望等を踏まえつつ、上記の業務量の増大等が更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」に当たることとして教員免許状の有効期間の延長を行うことが可能である旨を周知

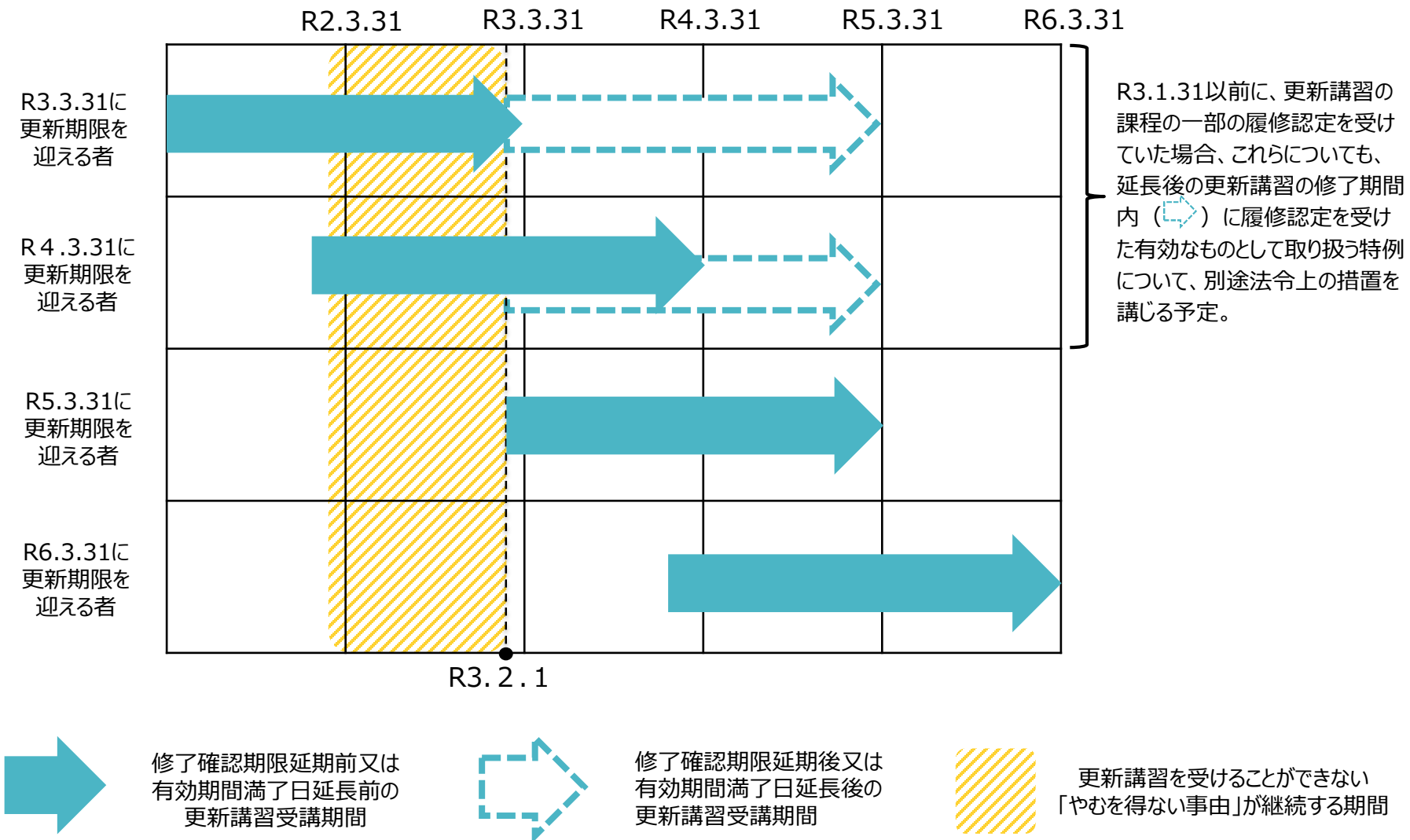
「やむを得ない事由」がなくなった日（有効期間の延長の起算日）は、文部科学省として全国的な観点から、当該日とすべきと考えられる日として令和3年2月1日を想定

有効期間の延長を行った教員が、既に更新講習の課程の一部の履修認定を受けていた場合、これらについても、延長後の更新講習の修了期間内に履修認定を受けた有効なものとする特例について、別途法令上の措置を講じた。

現職教員の本人の希望によっては、有効期間の延長を行わずに、予定の期日までに有効期間の更新を行うことが可能である旨を周知

教員免許状の有効期間の延長等の後の更新講習の受講期間の変更に係るイメージ図

※更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」がなくなった日をR3.2.1として、同日から2年2月、教員免許状の有効期間満了日の延長等を行う場合の例



今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申のポイント）

－教員に対する揺るぎない信頼を確立するための総合的な改革の推進－

平成18年7月

中央教育審議会

改革の重要性

現在、教員に最も求められていることは、広く国民や社会から尊敬と信頼を得られ、存在とるること。養成、採用、研修等の改革を総合的に進める必要があるが、とりわけ教員養成・免許制度の改革は、他の改革の出発点に位置付けられ、ものであり、重要。

改革の方向

②教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力を

改革の具体的方策

1: 教職課程の質的水準の向上

－学部段階で責任を持って教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるための改革－

◆大学における組織的指導体制の整備

・「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化（2単位）

「使命感や責任感、教育的愛情等を持って、教科指導、生徒指導等を実践できる資質能力」を最終的に形成し、確認

・教育実習における大学の責任ある対応を法令上、明確化

大学の教員と実習校の教員が連携して指導能力、適性等に問題のある学生は実習に出さない

・「教職指導」の実施を法令上、明確化

教職課程全体を通じて、学生に対するきめ細かい指導、助言、援助を充実

・各大学の「教員養成カリキュラム委員会」の機能の充実・強化

◆教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実

是正勧告や認定取消を可能とする仕組みの整備

2: 教職大学院制度の創設

－より高度な専門性を備えた力量ある教員を養成し、教職課程改善のモデルとなる「教職大学院」制度の創設－

◆名称 教職大学院

◆目的・機能

- ・実践的な指導力を備えた新人教員の養成
- ・現職教員を対象に、スクールリーダー（中核的・指導的な役割を担う教員）の養成

◆教育課程・方法

- ・体系的に開設すべき授業科目の領域（5領域）を定め、すべての領域にわたり授業科目を開設
- ・事例研究、フィールドワーク等

◆教員組織 実務家教員4割以上

◆修業年限 標準2年

◆修了要件

2年以上在学し、45単位以上修得（10単位以上は学校における実習）

3: 教員免許更新制の導入

－養成段階を修了した後も、教員として必要な資質能力を確実に保証する－

◆趣旨

免許状に有効期限を付し、免許状の取得後も、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新（リニューアル）を図るための制度として、更新制を導入

◆免許状の有効期限 10年間

◆更新要件

有効期限内に免許更新講習を受講・修了すること（直近2年間で30時間）
（講習は、使命感や責任感等をもって指導を実践できる力、その時々で必要な資質能力に刷新（リニューアル）する内容）

◆更新の要件を満たさなかった場合、免許状は失効（但し、同様の講習の受講により再授与の申請は可能）

◆現職教員にも更新制を適用

免許状に有効期限は付さないが、10年ごとに同様の講習の受講を義務付け、修了しない場合は免許状は失効

4: その他

◆上進制度

勤務実績を適切に評価する方向で改善

◆取上げ事由の強化

分限免職処分を受けた者の免許状の取上げを可能とする方向で強化

教員のライフステージ

【養成段階】

◎教職課程の質的水準の向上

（上記と同じ。）

◎教職大学院の設置

（上記と同じ。）

【採用段階】

◎採用選考の改善・充実

- ・人物評価の一層の充実
- ・教職課程の履修状況の適切な評価
- ・採用スケジュール全体の早期化
- ・受験年齢制限の緩和・撤廃、民間企業経験者や退職教員の活用等、多様な人材の登用促進等

【現職段階】

◎現職研修の改善・充実

・10年経験者研修の内容等の見直し

◎人事管理の改善・充実

・条件附採用制度の厳格な運用や、指導力不足教員に対する人事管理システムによる分限制度の厳格な適用を一層推進

◎教員評価の推進

・一人一人の教員の能力や業績を適正に評価し、その結果を処遇に適切に反映

教員免許更新制度の改善について（報告）概要

教員免許更新制度の改善に係る検討会議（平成26年3月18日）

検討の背景

- 教員免許更新制度は、教員免許状に一定の有効期限を付し、その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう、必要な刷新（リニューアル）を行う仕組みとして、平成21年4月に導入され、既に約5年が経過。
- 教育職員免許法は、免許状更新講習に係る制度について、施行後5年を経過した場合に検討を加え必要な措置を講ずることを規定。
- また、グローバル化などの社会の急速な変化を受け、免許状更新講習において、教員が適時に現代的な教育課題を学べるようにすることが求められている。

具体的な改善方策

I 現代的な教育課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善について

(1) 「必修領域」の見直しと「選択必修領域」の導入

【現状】

（受講者・講習開設者）

- ・ 必修領域（八つの内容）の各内容の履修深度が浅く、より深い履修・教授を希望。全学校種・免許種共通のため、各学校種・免許種のニーズに焦点が合わない。現職研修においても必ず取り扱われる事柄は、受講者によっては既に学び理解。

（社会の要請）

- ・ 社会の急速な変化を受け、教員に、現代的な教育課題に対応する指導力が必要。免許状更新講習においても、現代的な教育課題の特質により、学校種・免許種や教職経験に応じた講習が、適時に十分提供されることが必要。

【改善策】

◆ 「必修領域」を精選

全受講者が共通して学ぶ内容や時間数を削減（12時間→6時間）。

- ①国の教育政策や世界の教育の動向、②教員としての子ども観、教育観等についての省察、③子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）、④子どもの生活の変化を踏まえた課題。

◆ 「選択必修領域」を新設

学校種・免許種や教職経験に応じて現代的な教育課題を適時に多くの受講者が学べ、かつ、現職研修経験に応じて履修内容を調整できる領域を設定（6時間）。

- ①学校を巡る近年の状況の変化、②学習指導要領の改訂の動向等、③法令改正及び国の審議会の状況等、④様々な問題に対する組織的対応の必要性、⑤学校における危機管理上の課題、⑥教育相談（いじめ・不登校への対応に関するものを含む。）、⑦進路指導・キャリア教育、⑧学校・家庭・地域の連携・協働、⑨道徳教育、⑩英語教育、⑪国際理解・異文化理解教育、⑫教育の情報化（ICTを利用した指導、情報教育[情報モラルを含む]等）。（①～⑤は必修領域から移す内容。）

(2) 修了認定試験と修了認定手続の改善

- ◆ 複数人による作問検討、受講者の評価や解答結果を踏まえた次年度試験の改善
- ◆ 各講師が行った合否判定の判定委員会における適否確認等、より公正な修了認定の工夫 等

更新講習における選択必修領域の導入

平成28年3月までの免許状更新講習の内容

計30時間

必修領域 (12時間)

選択領域 (18時間)

平成28年4月からの免許状更新講習の内容

計30時間

必修領域 (6時間)

選択必修領域 (6時間)

選択領域 (18時間)

【必修領域】

- ① 学校を巡る近年の状況の変化
- ② 教員としての子ども観、教育観等についての省察
- ③ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。)
- ④ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
- ⑤ 学習指導要領の改訂の動向等
- ⑥ 法令改正及び国の審議会の状況等
- ⑦ 様々な問題に対する組織的対応の必要性
- ⑧ 学校における危機管理上の課題

【選択領域】

- 幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

【必修領域】

- ☆ 国の教育政策や世界の教育の動向
- ②～④は、これまで同様、必修領域に位置付け

【選択必修領域】

- ①及び⑤～⑧は、選択必修領域に位置付け
- ☆ カリキュラム・マネジメント
- ☆ アクティブ・ラーニングなどの観点からの指導方法の工夫・改善
- ☆ 教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。)
- ☆ 進路指導及びキャリア教育
- ☆ 学校、家庭及び地域の連携及び協働
- ☆ 道徳教育
- ☆ 英語教育
- ☆ 国際理解及び異文化理解教育
- ☆ 教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む。))等
- ☆ その他文部科学大臣が必要と認める内容

【選択領域】

- 幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題

Ⅱ 現職研修と免許状更新講習の関係の整理について

(1) 今後の十年経験者研修の在り方

【現状】

- ・ 現職研修と免許状更新講習は、制度上の趣旨・目的が異なるが、その受講により、教員としての専門性の向上が期待される点においては同じ機能を有する。
- ・ 現実として、十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習を同時期に受講する現職教員には、教育活動や校務等との日程調整の難しさをはじめとする負担感が生じている。

【改善策】

- ◆ 当面の間、十年経験者研修と免許状更新講習が同時期に重なる現職教員については、教育公務員特例法に定める「特別の事情がある場合」として、任命権者（都道府県等教育委員会）が、十年経験者研修の実施時期を免許状更新講習と重ならないよう計画することが適当。
 - ◆ 今後の十年経験者研修の在り方については、各任命権者の判断で、教職経験に応じた体系的な研修を行うものとする方向で、教育公務員特例法の規定の見直しを検討することが必要。
- ### (2) 免許状更新講習の受講環境の充実と教職生活への一層の活用の在り方
- ◆ インターネット利用等による通信教育型の免許状更新講習の充実、
 - ◆ 免許状更新講習と免許法認定講習の相互認定による新たな教員免許状取得に向けた学びの促進 等

Ⅲ 教員免許状情報の一元的把握と教員免許更新制度の周知方策の充実について

(1) 免許状所有者・学校関係者による教員免許状情報の一元的把握と共有

【現状】

- ・ 免許状所有者が免許状更新講習の受講や免許管理者（都道府県教育委員会）に対する申請の必要性・時期を認識しておらず、教員免許状が失効・休眠した状態で勤務・採用、授業を実施した事例あり。
- ・ 特に、公立学校教員は、教員免許状の失効により教育公務員の身分を喪失し失職。
- ・ 失効・休眠した教員免許状の所有者が行った教育活動は校長判断で補習。児童生徒に負担が生じている。
- ・ 教員免許状は種類ごとにA4サイズ程度の紙媒体で授与。複数所有する者も多く、紛失しやすい。

【改善策】

- ◆ 免許状所有者が、免許状更新講習の受講時期や免許管理者への申請時期、全所有免許状を一元的に管理・把握できるよう、カード化した「教員免許証」（仮称）を導入。
- ◆ 学校関係者や免許状所有者が「教員免許証」上の照合番号を入力し、免許状情報を確認できる簡易検索システムを導入。出力した教員免許状情報を表簿として学校に備え付け。授与権者（都道府県教育委員会）・免許管理者が情報を正式に証明する「教員免許状情報証明書」（仮称）も導入。

(2) 新教員免許状制度・旧教員免許状制度の相違を踏まえた周知方策の充実

- ◆ 「教員免許証」を交付する際に、併せて保存・携帯が可能な、新・旧教員免許状に係る制度概要や具体の運用に関する要点説明資料を附属するなど周知方策を充実。
- ◆ 情報を得にくい非現職教員が免許状更新講習を受けやすいよう、講習開設者の判断で、追加募集等において、受講対象者証明書の無い者の受講を認める運用を行う。